

令和3年度労働報酬下限額

1. 渋谷区公契約条例第7条第1項第1号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	2,779	27	普通船員	2,712
2	普通作業員	2,430	28	潜水士	4,658
3	軽作業員	1,755	29	潜水連絡員	3,285
4	造園工	2,430	30	潜水送気員	3,207
5	法面工	3,049	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,139	32	軌道工	5,254
7	石工	3,072	33	型わく工	2,959
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,892	35	左官	3,117
10	鉄筋工	3,105	36	配管工	2,644
11	鉄骨工	2,892	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,285	38	防水工	3,364
13	溶接工	3,522	39	板金工	3,218
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	3,070
15	運転手（一般）	2,284	41	サッシ工	2,892
16	潜かん工	3,420	42	屋根ふき工	1,912
17	潜かん世話役	4,028	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,477	44	ガラス工	2,892
19	トンネル特殊工	3,308	45	建具工	2,847
20	トンネル作業員	2,790	46	ダクト工	2,577
21	トンネル世話役	3,780	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,420	48	建築ブロック工	2,781
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	4,005	50	交通誘導員 A	1,755
25	土木一般世話役	2,869	51	交通誘導員 B	1,564
26	高級船員	3,432			

備考

上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる次の労働者については、1,122円とする。

ア 見習い、手元等の労働者

イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 適用年月日 令和3年4月1日

2. 渋谷区公契約条例第7条第1項第2号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額 1,122円（1時間当たり）

(2) 適用年月日 令和3年4月1日